統計

[凡例] 地区は次による。 (R5.12.31現在)

広島	島 広島市・大竹市・廿日市市・安芸郡		竹原市・東広島市・豊田郡	
	呉市・江田島市	尾三	三原市・尾道市・世羅郡	
<u></u>		福山	福山市・府中市・神石郡	
芸北	安芸高田市・山県郡	備北	三次市・庄原市	

(不当労働行為の審査等)

第1表 令和5年における取扱事件等総括表

区分	前年からの繰越し	新規係属 (R5年末累計)	終結 (R5年末累計)	翌年へ繰越し
不当労働行為の審査	2	2	3	1
(労組法7条、27条)		(619)	(618)	
労働組合の資格審査	1	4	4	1
(労組法5条、11条)		(3413)	(3412)	
地方公営企業等における 非組合員の範囲認定及び告示	0	0	0	0
(地公労法5条2項)		(49)	(49)	
公益事業に関する争議行為の 予告義務違反の審査	0	0	0	0
(労調法42条)		(5)	(5)	

第2表 地区別新規係属件数

年次	総数	広島	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	その他
R元	3	2					1		
R2	1						1		
R3	5	3			1				1
R4	2	2							
R5	2	2							

注: 区分は、不当労働行為が行われたとされる地による。

第3表 産業別新規係属件数

産業別	R元	R2	R3	R4	R5
全産業	3	1	5	2	2
農業,林業					
漁業					
鉱業,採石業,砂利採取業					
建設業			1		
総合工事業			1		
製造業					1
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業,郵便業	1		1	1	
道路旅客運送業				1	
郵便業(信書郵事業を含む)	1		1		
卸売業, 小売業					1
各種商品卸売業					
その他の小売業					1
金融業, 保険業					
不動産業,物品賃貸業	2	1			
不動産取引業	1	1			
物品賃貸業	1				
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
教育,学習支援業					
医療, 福祉			2	1	
医療業					
社会保険・社会福祉・介護事業			2	1	
複合サービス事業					
協同組合 (他に分類されないもの)					
サービス業 (他に分類されないもの)					
職業紹介・労働者派遣業	_				
その他の事業・サービス業					
公務(他に分類されるものを除く)	_		1		
地方公務			1		
分類不能の産業					

注: 業種分類は「都道府県労働委員会状況報告要領(中央労働委員会)」の別表による。

第4表 事業所規模(従業員数)別新規係属件数

年次	総数	~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~499人	500~999人	1000人~	不明
R元	3	1		1				1	
R2	1	1							
R3	5	3			1			1	
R4	2		1		1				
R5	2	1	1						

第5表 系統別新規係属組合数

年次	総数	連合広島	広島県労連	その他
R元	3			3
R2	1			1
R3	5	1	1	3
R4	2		1	1
R5	2			2

注:個人申立てを除く。

第6表 組織形態別新規係属組合数

年次	総数 企業別組合			合同労組		全国組織の支部 分会	連合体	
午次	松叙	企業別組 合	一般 職能別 業種別		業種別	分会	理合体	
R元	3		3(1)					
R2	1		1					
R3	5	1	3			1(1)		
R4	2		1			1		
R5	2		2					

注:1 個人申立てを除く。

2 ()は同一事業所に併存組合があるもの。

第7表 申立人別新規係属件数

年次	総数	組合	組合連名	個人	組合個人連名
R元	3	3			
R2	1	1			
R3	5	5			
R4	2	2			
R5	2	2			

第8表 労組法第7条各号該当別新規係属件数

年次	件数	1号	2号	3号	4号
R元	3	2	2	1	
R2	1		1	1	
R3	5	3	2	4	
R4	2	2	1	1	
R5	2		2		

注:1 複数の該当号の申立てがあるため、各号の合計と件数は一致しない。 2 申立年次の該当号には、申立年次後の年次における異なる号の追加申立てを含む。

第9表 事件の処理及び終結の状況

	処理件数			終結件数							
年次	総数A	前年繰越	新規	計B		令 棄却	却下	和 関与	解 無関与	取下げ	終結率 (B/A)
R元	6	3	3	3	1					2	50.0%
R2	4	3	1	3	1	1				1	75.0%
R3	6	1	5	2	1					1	33. 3%
R4	6	4	2	4	3	1					66. 7%
R5	4	2	2	3	1		1	1			75.0%

第10表 終結事件の平均処理日数

年业	総	数	命	· 令	和解・取下げ		
年次	件数	平均処理日数	件数	平均処理日数	件数	平均処理日数	
年平均 (R元~R5)	15	345. 0	10	412.3	5	210. 4	
R元	3	223. 7	1	426. 0	2	122. 5	
R2	3	404. 7	2	446.0	1	322. 0	
R3	2	314. 0	1	450.0	1	178. 0	
R4	4	444. 0	4	444. 0			
R5	3	295. 3	2	289. 5	1	307. 0	

第11表 命令事件の審査段階別処理日数

	申立て	調査		審問		合議	命令書交付	
年次		男 I 凹調貨	最終調査日 の翌日から 審問の前日 まで	ら結審の日	から合議の	第1回合議か ら最終合議 の日まで	最終合議の 翌日から命 令書交付の 日まで	計
年平均 (R元~R5)	19. 7	206. 1	33. 7	55. 6	32. 2	40.8	24. 2	412. 3
R元	13. 0	196. 0	33.0	67. 0	42.0	64.0	11. 0	426. 0
R2	3.0	300. 5	33. 5	25. 5	39. 0	29.0	15. 5	446. 0
R3	15. 0	189. 0	86.0	42.0	36. 0	43.0	39. 0	450.0
R4	27. 0	197. 3	53. 5	69. 0	34.0	34.3	29. 0	444. 1
R5	27.5			60.0		53.0	22. 5	321.0

注:審問後に調査が行われた場合、当該審問から次回調査までの期間は、審問期間に含めることとする。

第12表 命令事件の審査状況

年次	調	查	審問							
平伏	1件当たりの回数	期日の間隔	1件当たりの回数	期日の間隔	1件当たりの証人数	1回当たりの証人数				
年平均 (R元~R5)	5.8	42. 9	1.5	111.2	1.8	1. 2				
R元	6.0	39. 2	2.0	67.0	2.0	1. 0				
R2	8.0	42.9	1.5	51.0	1.5	1. 0				
R3	7.0	31.5	2.0	42.0	3.0	1. 5				
R4	5. 3	46. 4	2.0	69.0	2.5	1. 3				
R5	4.0	47.7	1.0	120.0	1.0	1.0				

第13表 命令・決定数に対する不服状況推移

ľ	年次	命令·	確定数	不服数		不服率	労働者提起			使用者提起			
		決定数		再審査	行政訴訟	小加平	再審査	行政訴訟	不服率	再審査	行政訴訟	不服率	
	R元	1	0	1	0	100%			0%	1		100%	
	R2	2	1	1	0	50%	1		50%			0%	
	R3	1	1	0	0	0%			0%			0%	
	R4	4	2	0	2	50%			0%		2	50%	
	R5	2	1	1	0	50%	1		50%			0%	
	合計	10	5	3	2	50%	2	0	20%	1	2	30%	

注:再審査事件の件数は、当委員会における申立てベースの件数であり、中央労働委員会での受付件数とは異なる。

第14表 成立時期別和解件数

年次	総数	第1回調査期日前	調査手続中	審問手続中	結審後
R元	0				
R2	0				
R3	0				
R4	0				
R5	1		1		

注:調査手続中の和解には、和解作業のため審問から調査に切り替えたものを含む。

第15表 代理人の許可件数

	申立件数			双方に許る	可した事件		一方のみに許可した事件				
年次		総数	双方に弁護士がつ	一方に弁護士がついた 事件		その他	弁護士がついた事件		その他		
			いた事件	申立人側	被申立人側		申立人側	被申立人側	申立人側	被申立人側	
R元	3	3			1					2	
R2	1	1								1	
R3	5	4	1					3			
R4	2	2			2						
R5	2	1			1						

注:申立年次の許可件数には、申立年次後の年次における許可件数を含む。

第16表 補佐人の許可件数及び補佐人数

年次	申立件数	総数		当事者双方		申立人	側のみ	被申立人側のみ		
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
R元	3	3	13	1	4	1	2	1	7	
R2	1	2	4	2	4					
R3	5	9	28	8	27	1	1			
R4	2	3	6	2	3			1	3	
R5	2	2	2	2	2					

注:申立年次の許可件数及び人数には、申立年次後の年次における許可件数及び人数を含む。

第17表 公益委員の除斥・忌避件数

※制度が創設された平成17年以降、取扱事例なし。

第18表 証人等出頭命令取扱件数

※令和元年から令和5年までの取扱事例なし。

第19表 物件提出命令取扱件数

※平成20年から令和5年までの取扱事例なし。

第20表 和解認定件数

※制度が創設された平成17年以降、取扱事例なし。

第21表 審査の実効確保の措置の申立て取扱状況

※平成25年から令和5年までの取扱事例なし。

第22表 不当労働行為事件取扱件数

		係属		終結								
年次	並在		AN MI		命令			和解		T 10		
	総数	繰越し	新規	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与	無関与	取下げ	
S21	2		2	2					2			
S22	6	0	6	6	1				3	1	1	
S23	8	0	8	4	1						3	
S24	13	4	9	13			4		8		1	
小計	29	4	25	25	2	0	4	0	13	1	5	
割合%	100.0%	13. 8%	86.2%	100.0%	8.0%	0.0%	16.0%	0.0%	52.0%	4.0%	20.0%	
S24	13	0	13	6			2		3		1	
S25	22	7	15	16	1	1	3		9	1	1	
S26	14	6	8	13			4		5	3	1	
S27	9	1	8	9					7		2	
S28	11	0	11	10		2			5	2	1	
S29	10	1	9	6					5	1		
S30	17	4	13	14			1	1	10	1	1	
小計	96	19	77	74	1	3	10	1	44	8	7	
割合%	100.0%	19.8%	80. 2%	100.0%	1.4%	4. 1%	13.5%	1.4%	59. 5%	10.8%	9. 5%	
S31	6	3	3	6					6			
S32	11	0	11	9					4	4	1	
S33	17	2	15	13					7	2	4	
S34	12	4	8	8		1			5	1	1	
S35	17	4	13	12		1	1		7	1	2	
S36	17	5	12	13		3			8	2		
S37	26	4	22	20		1	2		10	6	1	
S38	12	6	6	8		1	1		3	2	1	
S39	23	4	19	15			3		8	4		
S40	20	8	12	7			1		1	3	2	
小計	161	40	121	111	0	7	8	0	59	25	12	
割合%	100.0%	24.8%	75. 2%	100.0%	0.0%	6.3%	7. 2%	0.0%	53. 2%	22. 5%	10.8%	
S41	19	13	6	10		1	3		3	3		
S42	33	9	24	14					4	6	4	
S43	40	19	21	25	1	1			11	8	4	
S44	35	15	20	15					6	4		
S45	36	20	16	20	1	1	2		7	4		
S46	29	16	13	18		4			10	2	2	
S47	22	11	11	11					10	1		
S48	18	11	7	15		4			7		3	
S49	15	3	12	12		1			8			
S50	19	3	16	11	1	1			3			
小計	266	120	146	151	3	13	5	0	69		1	
割合%	100.0%	45. 1%	54. 9%	100.0%	2.0%	8.6%	3.3%	0.0%	45. 7%	23. 8%	16. 6%	
S51	25	8	17	13					12	1		
S52	17	12		9		2			5		2	
S53	21	8	13	8			1		5			
S54	26	13	13	10					5		1	
S55	30	16	14	17	2	6	5		4			
S56	21	13	8	15	1	3			9		1	
S57	14	6	8	8		5			3			
S58	15	6	9	7		1			6			
S59	12	8	4	9		2	2		5			
S60	6	3	3	5		1			3		1	
小計	187	93	94	101	3	20	8	0	57			
割合%	100.0%	49.7%	50.3%	100.0%	3.0%	19.8%	7. 9%	0.0%	56.4%	7.9%	5.0%	

		係属		終結									
年次	並仁			♦♥ ॠ₽	解	サイル							
	総数	繰越し	新規	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与	無関与	取下げ		
S61	4	1	3	0									
S62	11	4	7	2					2				
S63	17	9	8	3		2				1			
H元	18	14	4	3		2			1				
Н2	15	15		12		4			8				
Н3	4	3	1	2	1	1							
H4	5	2	3	3					3				
Н5	7	2	5	3		1			1	1			
Н6	11	4	7	1		1							
Н7	14	10	4	7			1		5	1			
小計	106	64	42	36	1	11	1	0	20	3	0		
割合%	100.0%	60.4%	39.6%	100.0%	2.8%	30.6%	2.8%	0.0%	55.6%	8.3%	0.0%		
Н8	14	7	7	7	1	1	1		4				
Н9	11	7	4	4					4				
H10	10	7	3	5		2			2	1			
H11	10	5	5	6	2	1			1	2			
H12	12	4	8	7					3	4			
H13	21	5	16	12		1			4	4	3		
H14	16	9	7	8			2		2	4			
H15	17	8	9	11			1		4	2	4		
H16	12	6	6	7		1			4	1	1		
H17	7	5	2	5	2				1	2			
小計	130	63	67	72	5	6	4	0	29	20	8		
割合%	100.0%	48.5%	51.5%	100.0%	6.9%	8.3%	5.6%	0.0%	40.3%	27.8%	11.1%		
H18	9	2	7	5		1			2	2			
H19	7	4	3	5					3		2		
H20	4	2	2	1							1		
H21	12	3	9	3		1			2				
H22	12	9	3	6		1			4		1		
H23	9	6	3	5		4			1				
H24	6	4	2	5		2	1		2				
H25	5	1	4	4		1			2		1		
H26	7	1	6	3		· · · · ·	1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2		
H27	13	4	9	5		3			-		2		
小計	84	36	48	42	0	13	2	0	16	2	9		
割合%	100.0%	42.9%	57.1%	100.0%	0.0%	31.0%	4.8%	0.0%	38. 1%	4.8%	21.4%		
H28	12	8	4	8	1	3				2	2		
H29	7	4	3	5		2	1			1	1		
H30	6	2	4	3			1		1		1		
R元	6	3	3	3		1					2		
R2	4	3	1	3	1		1				1		
R3	6	1	5	2		1					1		
R4	6	4	2	4		3	1						
R5	4	2	2	3		1		1	1				
小計	51	27	24	31	2	11	4	1	2	3	8		
割合%	100.0%	52.9%	47.1%	100.0%	6. 5%	35. 5%	12.9%	3. 2%	6. 5%	9. 7%	25. 8%		
総計	1, 110	466	644	643	17	84	46	2	309	106	79		
割合%	100.0%	42.0%	58.0%	100.0%	2.6%	13.1%	7. 2%	0.3%	48.1%	16.5%	12. 3%		

注:1 第1段 (S21年~S24年) は、旧労組法第11条又は旧労調法第40条違反事件を示し、その他は労組法第7条違反事 作を示す。
2 S22年、S23年の全部救済命令各1件は、公訴請求である。
3 S24年~S30年において、非公式和解は関与和解、自主和解は無関与和解として、それぞれ取り扱った。